○国土交通省告示第七百八十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、財団法人日本海事協会から検査を行う事業所について、変更の届出があったので、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十二年七月二十八日　　国土交通大臣　前原　誠司

財団法人日本海事協会から検査を行う事業所について変更の届出があった件

一　台北事務所高雄出張所の変更

㈠　事業所の名称の変更

変更前	TAIPEI OFFICE KAOHSIUNG SUB-OFFICE（台北事務所高雄出張所）
変更後	KAOHSIUNG OFFICE（高雄事務所）

㈡　変更年月日　平成二十二年四月十二日

二　イスタンブール事務所タルトゥース出張所の新設

㈠　事業所の名称及び所在地

名　称	所　在　地
ISTANBUL OFFICE TARTOUS SUB-OFFICE（イスタンブール事務所タルトゥース出張所）	Alquds Street, Tartous, Syrian Arab Republic

㈡　新設する年月日　平成二十二年七月一日

○国土交通省告示第七百九十号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際航海船舶等保安法」という。）第二十条第七項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、財団法人日本海事協会から審査及び検査を行う事業所について、変更の届出があったので、国際航海船舶等保安法第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十二年七月二十八日　　国土交通大臣　前原　誠司

財団法人日本海事協会から審査及び検査を行う事業所について変更の届出があった件

一　台北事務所高雄出張所の変更

㈠　事業所の名称の変更

変更前	TAIPEI OFFICE KAOHSIUNG SUB-OFFICE（台北事務所高雄出張所）
変更後	KAOHSIUNG OFFICE（高雄事務所）

㈡　変更年月日　平成二十二年四月十二日

二　イスタンブール事務所タルトゥース出張所の新設

㈠　事業所の名称及び所在地

名　称	所　在　地
ISTANBUL OFFICE TARTOUS SUB-OFFICE（イスタンブール事務所タルトゥース出張所）	Alquds Street, Tartous, Syrian Arab Republic

㈡　新設する年月日　平成二十二年七月一日

○環境省告示第四十三号

自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）第三条の規定に基づき、吉野熊野国立公園西大台利用調整地区に係る立入りの認定及び立入認定証の再交付の手数料の額を定める件（平成十九年五月環境省告示第四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月二十八日　　環境大臣　小沢　鋭仁

第一号及び第二号を次のように改める。

一　自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号。以下「令」という。）第三条第一号の規定に基づき、環境大臣が定める額　　千円

二　令第三条第二号の規定に基づき、環境大臣が定める額　　六百円

第二号の次に次の二号を加える。

三　令第三条第三号イの規定に基づき、環境大臣が定める額　　千円

四　令第三条第三号ロの規定に基づき、環境大臣が定める額　　千円

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

○北海道開発局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十八日　　北海道開発局長　関　克己

一　㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三十八号及び三百三十六号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
釧路市音別町中音別六三一番六地内	前	三〇・〇〇～三五・〇〇メートル	〇・一九九キロメートル
	後	二六・〇〇～三五・〇〇メートル	

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

二　㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四十四号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
根室市温根沼八七番一地内	前	二七・〇〇～三〇・〇〇メートル	〇・一五キロメートル
	後	二七・〇〇～二七・五〇メートル	
根室市温根沼三六四番一から同市温根沼七二番三まで	前	二四・〇〇～三〇・〇〇メートル	〇・一七五キロメートル
	後	二四・〇〇～二七・〇〇メートル	

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部